

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」の改訂（新旧対照表）

※該当箇所のみ抜粋。また、脚注及び形式的な文言等の修正については省略する。

改訂後	改訂前
<p>第1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な方針</p> <p>1 法の趣旨及び目的、基本理念等 (略)</p> <p>2 児童生徒性暴力等の定義</p> <p>○ 児童生徒性暴力等は、次に掲げる行為をいう（法第2条第3項）。</p> <p>① 児童生徒等に性交等（刑法（明治40年法律第45号）<u>第177条第1項</u>に規定する性交等をいう。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。（法第2条第3項第1号）</p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。）第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）</u>に当たる行為をすること（①及び②に掲げるものを除く。）。（法第2条第3項第3号）</p> <p>④・⑤ (略)</p> <p>○ ①について、刑法第177条の<u>不同意性交等罪</u>、児童福祉法（昭和22年</p>	<p>第1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な方針</p> <p>1 法の趣旨及び目的、基本理念等 (略)</p> <p>2 児童生徒性暴力等の定義</p> <p>○ 児童生徒性暴力等は、次に掲げる行為をいう（法第2条第3項）。</p> <p>① 児童生徒等に性交等（刑法（明治40年法律第45号）<u>第177条</u>に規定する性交等をいう。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。（法第2条第3項第1号）</p> <p>② (略)</p> <p>③ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。<u>④</u>において「児童ポルノ法」という。）第5条から第8条までの罪に当たる行為をすること（①及び②に掲げるものを除く。）。（法第2条第3項第3号）</p> <p>④・⑤ (略)</p> <p>○ ①について、刑法第177条の<u>強制性交等罪</u>、児童福祉法（昭和22年法</p>

法律第 164 号) 第 34 条第 1 項第 6 号の淫行罪に当たる行為や、いわゆる青少年健全育成条例により禁止される性交等は、ここに含まれると考えられる。

○ ②については、刑法第 176 条の不同意わいせつ罪、児童福祉法第 34 条第 1 項第 6 号の淫行罪に当たる行為 (①の場合を除く。) や、いわゆる青少年健全育成条例により禁止されるわいせつ行為は、ここに含まれると考えられる。

○ ③については、
・刑法第 182 条の罪：16 歳未満の者に対するわいせつ目的での面会要求 (同条第 1 項)、面会 (同条第 2 項)、性的な姿態を撮影した映像の要求 (同条第 3 項。いわゆる自撮り要求等)、
・児童ポルノ法第 5 条から第 8 条までの罪に当たる行為：児童買春周旋 (同法第 5 条)、児童買春勧誘 (同法第 6 条)、児童ポルノ所持、提供等 (同法第 7 条)、児童買春等目的の人身売買等 (同法第 8 条) (児童買春 (同法第 4 条) は明記されていないが、これは性交等に係る他の規定との重複を避けるためであり、児童買春は児童生徒性暴力等の対象となる)、
・性的姿態撮影等処罰法第 2 条から第 6 条までの罪に当たる行為 (児童生徒等に係るものに限る。) 8：児童生徒等に係る性的姿態等の撮影 (同法第 2 条)、性的映像記録の提供等 (同法第 3 条) 及び当該行為をする目的での保管 (同法第 4 条)、性的姿態等映像の送信 (同法第 5 条)、及び記録 (同法第 6 条)
がここに含まれる。

○ ④については、いわゆる迷惑防止条例により禁止される痴漢や③に含まれない盗撮などの行為などが、ここに含まれると考えられる。

律第 164 号) 第 34 条第 1 項第 6 号の淫行罪に当たる行為や、いわゆる青少年健全育成条例により禁止される性交等は、ここに含まれると考えられる。

○ ②については、刑法第 176 条の強制わいせつ罪、児童福祉法第 34 条第 1 項第 6 号の淫行罪に当たる行為 (①の場合を除く。) や、いわゆる青少年健全育成条例により禁止されるわいせつ行為は、ここに含まれると考えられる。

○ ③については、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 5 条から第 8 条までの罪に当たる行為、すなわち、児童買春周旋 (同法第 5 条)、児童買春勧誘 (同法第 6 条)、児童ポルノ所持、提供等 (同法第 7 条)、児童買春等目的の人身売買等 (同法第 8 条) がここに含まれる。児童買春 (同法第 4 条) は明記されていないが、これは性交等に係る他の規定との重複を避けるためであり、児童買春は児童生徒性暴力等の対象となる。

○ ④については、いわゆる迷惑防止条例により禁止される痴漢や盗撮などの行為などが、ここに含まれると考えられる。

第2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の内容に関する事項

1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する施策

(略)

2 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する施策

(1) 早期発見のための措置及び相談体制の整備

(略)

(2) 教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの措置

(学校の設置者への通報・報告等)

- なお、公立学校以外の学校において、児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した後、雇用者による懲戒がなされる前に当該教育職員等が依願退職し雇用関係が消滅した場合などであっても、免許管理者(免許法第2条第2項(構造改革特別区域法第19条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に規定する各都道府県及び認定市町村の教育委員会をいう。以下同じ。)において、教育職員であった時期の非行に基づき教育職員免許法第11条第3項に基づく免許状の取上げ処分を行うことも可能である。

(児童生徒等と教育職員等の接触回避等)

- 例えば、各学校において、当該教育職員等を担任から外したり、別の教育職員等が授業を実施したりするようにすることや、児童生徒等と接触しない事務作業に従事させることなどにより、児童生徒等への影響が生じないようにすることが考えられる。また、このために対応が必要となることも考えられることから、学校の設置者は、法第18条第1項の通報を受け

第2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の内容に関する事項

1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する施策

(略)

2 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する施策

(1) 早期発見のための措置及び相談体制の整備

(略)

(2) 教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの措置

(学校の設置者への通報・報告等)

- なお、公立学校以外の学校において、児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した後、雇用者による懲戒がなされる前に当該教育職員等が依願退職し雇用関係が消滅した場合などであっても、免許管理者において、教育職員であった時期の非行に基づき教育職員免許法第11条第3項に基づく免許状の取上げ処分を行うことも可能である。

(児童生徒等と教育職員等の接触回避等)

- 例えば、各学校において、当該教育職員等を担任から外したり、別の教育職員等が授業を実施したりするようにすることや、児童生徒等と接触しない事務作業に従事させることなどにより、児童生徒等への影響が生じないようにすることが考えられる。また、このために対応が必要となることも考えられることから、学校の設置者は、法第18条第1項の通報を受け

た場合には、学校と緊密に連絡を取りつつ、迅速な支援に努める必要がある。なお、事実確認により児童生徒性暴力等を行ったことが明らかとなった教育職員等に対する懲戒処分の決定がなされるまでの間の扱いについても、同様の接触回避等の措置を行うことが当然に求められる。

○ さらに、児童生徒性暴力等を行った教職員が起訴された場合には、公立学校においては、分限処分としての起訴休職とすることも考えられる。

(3) 児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する厳正な対処
(略)

3 教育職員等の任命又は雇用に関する施策

(1) データベースの整備及び特定免許状失効者等に関する情報の記録
(削除)

○ 特定免許状失効者等に該当する者を任命又は雇用しようとする場合には、法第3条において教育職員等は児童生徒性暴力等をしてはならないこととされていることを踏まえ、少なくとも、当該希望者が児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が認められる必要がある。特定免許状失効者等に該当するか否かを確認するため、任命権者等は、教育職員を任命又は雇用しようとするときは、法第15条第1項に基づき国が整備し、令和5年4月1日より稼働しているデータベースの活用が義務付けられている。

た場合には、学校と緊密に連絡を取りつつ、迅速な支援に努める必要がある。児童生徒性暴力等を行った教職員が起訴された場合には、公立学校においては、分限処分としての起訴休職とすることも考えられる。

(新設)

(3) 児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する厳正な対処
(略)

3 教育職員等の任命又は雇用に関する施策

(1) データベースの整備等

○ 国は、特定免許状失効者等の氏名及び特定免許状失効者等に係る免許状の失効又は取上げの事由、その免許状の失効又は取上げの原因となった事実等に関する情報に係るデータベースを、施行期日（公布の日（令和3年6月4日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日）までに整備する（法第15条、附則第1条）。

(新設)

○ 個人情報の取扱いやセキュリティの確保を含めたデータベースの適切かつ有効な管理及び活用に当たっては、文部科学省から別途配布している「特定免許状失効者管理システム 業務マニュアル」を確認するものとする。

○ 免許管理者は、当該都道府県又は認定市町村において免許状を有する者が特定免許状失効者等に該当するに至ったときは、失効又は取上げに係る事実関係の把握を十分詳細に行った上で、法第 15 条第 1 項で規定する特定免許状失効者等に関する情報をデータベースに迅速に記録するものとする（法第 15 条第 2 項）。

○ データベースへの記録は、官報への公告を待つことなく、失効又は取上げの効力が発生した日の翌日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に定める休日を除く）までに記録を行うものとする。また、官報に公告がなされた後、速やかに官報公告年月日、官報号数等の官報情報をデータベースに記録するものとする。

○ データベースに記録する情報の期間は、当面、少なくとも 40 年間分の記録を蓄積していくこととするが、記録情報の正確さを担保するためにも、各免許管理者においては、文書管理規則等に則った上で、特定免許状失効者等の免許状の失効・取上げに関する行政文書の適切な保存期間等に留意する必要がある。

○ データベースに記録された情報は、要配慮個人情報を含む場合もある機微な情報であることから、情報に触れるユーザーは任命又は雇用の判断に当たって一定の権限を有する者に限定すること、データベースにアクセスする端末及びユーザーID、パスワード、検索結果等の情報は紛失・盗難・

○ 任命権者等が、教育職員等を任命し、又は雇用しようとするときに、個人情報の取扱いやセキュリティの確保を含め、データベースが適切かつ有効に管理及び活用されるよう、国は、任命権者等及び所轄庁の協力も得ながら、具体的な運用マニュアルの作成及び周知徹底等の必要な措置を講ずる。

○ 免許管理者である都道府県教育委員会は、当該都道府県において免許状を有する者が特定免許状失効者等に該当するに至ったときは、法第 15 条第 1 項で規定する特定免許状失効者等に関する情報をデータベースに迅速に記録するものとする（法第 15 条第 2 項）。

（新設）

○ データベースに記録する情報の期間は、当面、少なくとも 40 年間分の記録を蓄積していくこととするが、記録情報の正確さを担保するためにも、各都道府県教育委員会においては、文書管理規則等に則った上で、特定免許状失効者等の免許状の失効・取上げに関する行政文書の適切な保存期間等に留意する必要がある。

（新設）

漏えい防止措置を講じること、使用用途の終了した情報は速やかに復元不可能な形で破棄することなどをはじめ、「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（個人情報保護委員会）に例示された安全管理措置を適切に施すこと。

（２）教育職員等を任命又は雇用しようとするときのデータベースの活用等

○ 任命権者等は、法の基本理念にのっとり、教育職員等を任命し、又は雇用しようとするときは、国のデータベースを活用するものとする（法第7条第1項）。データベースの活用は、教育職員等を任命し、又は雇用しようとするときに限られ、目的外の用途に使用してはならない。

○ データベースの活用は、国公私立の別や、前職の有無、免許状の種類、常勤・非常勤・任期付任用・臨時的任用・再任用・会計年度任用職員等の任用形態、フルタイム・パートタイム等の勤務時間等によらず、教育職員等を任命し、又は雇用しようとする全ての任命権者等に義務付けられていることに留意する必要がある。また、他機関との人事交流等により任命又は雇用する際（国立大学法人と教育委員会との人事交流や、教育委員会事務局職員等の行政職から教育職員等への採用等）にも、活用義務がある。

○ 任命又は雇用を希望する者が特定免許状失効者等に該当することがデータベースの活用等により判明した場合、その情報を端緒として、採用面接等を通じ経歴等のより詳細な確認を行うなど、法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。その際には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）にのっとり、適切に情報を取り扱うこと。

○ 採用選考時の関係書類においても、賞罰欄等を設けた上で、刑事罰のみでなく、懲戒処分歴や児童生徒性暴力等の懲戒処分の原因となった具体的

（２）教育職員等を任命又は雇用しようとするときの取組

○ 任命権者等は、法の基本理念にのっとり、教育職員等を任命し、又は雇用しようとするときは、国のデータベースを活用するものとする（法第7条第1項）。

○ データベースの活用は教育職員等を任命し、又は雇用しようとする全ての任命権者等に義務付けられているものであり、任命又は雇用を希望する者が特定免許状失効者等に該当することがデータベースの活用等により判明した場合、その情報を端緒として、採用面接等を通じ経歴等のより詳細な確認を行うなど、法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。

（新設）

（新設）

な理由の明記を求めたりすることなどにより、任命又は雇用を希望する者の経歴等を十分に確認し、適切な判断を行うことが必要であること。経歴等を十分に確認した上での適切な判断は、前職の有無や、免許状の種類、常勤・非常勤・任期付任用・臨時的任用・再任用・会計年度任用職員等の任用形態、フルタイム・パートタイム等の勤務時間等によらず、全ての場
合において必要であること。

4 特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に関する施策
(略)

4 特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に関する施策
(略)